平成２９年（フ）第９８０号
大阪府河内長野市日野386番地
破産者　有限会社クリスタルロード
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５２２号
神戸市東灘区岡本９丁目８番20号　山本マンション２階
破産者　ＭＡｇＡ　ＣＯＬＬＥＣＴＩＯＮこと　ＰＩＡＯ　ＤＩＮＧＸＩＡＮＧこと　朴　丁香
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９０号
兵庫県川西市栄根１丁目７番13―101号
破産者　株式会社ＡＴＡ
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
和歌山県岩出市野上野15番地の３
破産者　有限会社シーエスピー
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４２号
岩手県花巻市吹張町４番17号
破産者　株式会社アールノテック
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１５８号
茨城県水戸市見川２丁目108番地26アーバンテラス一周館Ｂ201
破産者　株式会社ＴＲＡＵＭ
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１４６号
千葉県山武市島212番地21
破産者　山岡　真人
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第７９４号
東京都国分寺市西恋ヶ窪３丁目20番地26コーポ伸光101
破産者　飯島　良一
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９００号
アメリカ合衆国デラウェア州ニューアーク市バークスデール・プロフェッショナルセンター113、日本における営業所東京都青梅市東青梅３丁目６番地の19
破産者　グローブ・ビレッジ・コーポレーション
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９０１号
東京都羽村市富士見平１丁目18番地羽村団地６―505
破産者　是安　知和
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９０２号
東京都羽村市富士見平１丁目18番地羽村団地６―505
破産者　是安　浩子
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９８号
静岡県伊東市荻159番地の１
破産者　有限会社セイコー建設
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３６３号
静岡県沼津市西間門152番地の５
破産者　有限会社ガスライフサービス
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
三重県津市芸濃町萩野67番地２
破産者　松田　貴仁
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１７７号
三重県鈴鹿市桜島町７丁目16番地の16
破産者　田中　妙子
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０８号
三重県津市安濃町田端上野987番地102
破産者　小牧　恭子
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９１号
滋賀県甲賀市信楽町勅旨1637番地１
破産者　井上紙器株式会社
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４８号
広島県三原市港町３丁目20番12号
破産者　有限会社エルサ
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３１９号
大津市坂本６丁目28番39号
破産者　清水　晋一
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５０９号
北九州市八幡西区陣原２丁目15番６―606号、開始決定時の住所北九州市八幡西区則松３丁目12番17号
破産者　種川　義正
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３０１号
大分県由布市湯布院町川上941番地
破産者　川端　　智
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係